

「野木町いじめ防止基本方針」の改訂

令和2年度に制定しました「野木町いじめ防止対策推進条例」との整合性を図るとともに、本方針が策定され3年が経過する中で実施状況等を勘案しまして、本方針の一部を改訂いたしました。詳しくは、4月中旬にホームページに掲載する予定です。野木町は、今後も小中学校と協力して、いじめ件数の減少を目指してまいります。

問こども教育課 ☎(57)4183

下水道(井戸水使用)に関するお願い～使用人数等に変更はありませんか?～

下水道(公共下水道または農業集落排水)をご使用の場合、井戸水の排水量は使用人数1人につき1か月6m³で算定します。また井戸水と水道水を併用している場合は、いずれか多い方の水量を排水量として算定します。使用を始めてから使用人数等に変更はありませんか?使用料を算定する基準になりますので、次のようなときは、「使用水・世帯構成人員変更届」の提出をお願いします。

- 使用人数に変更があるとき
- 新たに上水道または井戸水を使用するとき
- 井戸水の使用を止めたとき

問上下水道課 ☎(57)4147

下水道事業 受益者名義確認のお願い

受益者負担金を分割により納付中の方で、土地の売買、相続等により受益者が変更になった場合は新受益者の承諾のもとに「公共下水道事業受益者変更申告書」の提出が必要となります。

※自動的に権利変更とはなりませんので、納入者(受益者)を変更する場合は、必ず下記問合せ先までご連絡ください。

問上下水道課 ☎(57)4147

下水道事業受益者負担金の徴収猶予を受けている方へ

耕作中の農地や山林であることなどを理由に受益者負担金の徴収猶予を受けている土地が宅地化された場合には、届け出が必要となります。その場合は、徴収猶予が取り消され、負担金を納めていただくこととなりますので、該当する場合はご連絡ください。

問上下水道課 ☎(57)4147

成年後見制度「中核機関」を設置しました!

国の「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、「中核機関」を設置しました。「中核機関」とは、成年後見制度を必要とする町民の方を適切な支援に繋げるために、各関係機関で構成されたチームの中心となり、全体をコーディネートする役割を担います。

【中核機関の役割】

(1) 広報機能

成年後見制度に関する周知・啓発、講座の開催

(2) 相談機能

成年後見制度に関する相談の受付

(3) 成年後見制度利用促進機能

申立て支援、後見人等候補者の推薦、関係団体等の紹介

(4) 後見人支援機能

後見人等の活動支援

【設置場所】ひまわり館

※ご相談がある場合、まずはお電話をお願いします。

問ひまわり館 ☎0280(33)6878

がん患者医療用ウィッグ購入費の助成

がんの治療に伴う脱毛症状により外見の悩みを抱える方に対し、医療用ウィッグの購入費用の一部助成をしています。対象のウィッグの購入費用を支払った日から1年以内に申請してください。

※次の(1)から(3)全ての要件を満たす方

- (1) 町内在住で、町税等の滞納がない方
- (2) がんと診断され、その治療に伴う脱毛により就労等の支障があるためにウィッグを購入した方
- (3) 過去にこの要綱に基づく助成金の交付を受けていない方

【助成額】購入費の10分の9で、上限額は30,000円
詳細につきましては、問合せ先までご連絡ください。

問健康福祉課 ☎(57)4171

戦没者等のご遺族に対する特別弔慰金の請求はお済みですか

※戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、ご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

【請求期間】令和5年3月31日(金)まで

問健康福祉課 ☎(57)4196